

**このガイドラインは、
国における感染防止策の
変更等、必要に応じて
改訂する場合があります。**

修学旅行の実施に係る ガイドライン

修学旅行の実施に向けての条件

取消料が発生する概ね**21日前**をめどに判断

ア 旅行先(すべての滞在先)が以下の状況であること

- 旅行先の都道府県知事等が**大阪からの修学旅行の受け入れを拒否**していない

イ 参加生徒の保護者全員から**参加同意書**をとっていること

ウ 「**感染防止対策等**」が講じられていること

取消料発生日～出発前

① 前述 ア、イが維持

ア 旅行先（すべての滞在先）が以下の状況であること

- ・ 旅行先の都道府県知事等が大阪からの修学旅行の受け入れを拒否していない

イ 参加生徒の保護者全員から参加同意書をとっていること

② 参加および引率については、出発時において以下の者とする

- ・ 「陽性者」「濃厚接触者」「PCR検査および抗原検査受検待ちおよび結果待ち」でない者
- ・ 「発熱または風邪症状」がない者
(発熱は37.5℃以上をさす。)

出発後

- ・ 「感染防止対策」を実施すること
- ・ 生徒・教職員が陽性者および濃厚接触者と特定された場合、現地の保健所等と協議のうえ、適切に対応すること。

**生徒に陽性が確認された
とき等の対応のめやす**

出発前日

- ・陽性者と特定
- ・濃厚接触者と特定
- ・PCR検査等受検待ちおよび結果待ち
→ 参加できない
- ・同居者が濃厚接触者と特定
→ 参加できる
- ・他学年等の生徒が陽性者と特定
→ 修学旅行は実施する

出発時

- **発熱・風邪症状**があるとき
→ **参加できない（帰宅）**
- 同居者が**濃厚接触者**と特定
→ **参加できる**

出発後

発熱・風邪症状

➔ 別室待機、病院受診

(1) 風邪の症状がある場合は、

別室待機させること。

症状が改善された場合、

活動に参加することが可能。

ただし、生徒の状況に応じ心配な場合や

症状が改善されない場合は (2) へ

(2) 「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」等の症状がある場合

当該生徒を**別室待機**させるとともに、滞在先の受診・相談センターへ相談のうえ、**医師の診察**を受けさせる。
また、症状が改善された場合の活動への参加の可否や改善しない場合の対応等について、**医師の判断**を仰いだうえで、慎重に対応する。

特に、旅行最終日に上記の症状が出た場合についても受診・相談センターへ相談のうえ、**帰阪日について医師の判断**を仰ぐこと。

濃厚接触者と特定

PCR検査等受検が必要 → **離団 (隔離)**

陽性者と特定 → **離団 (入院)**

* 修学旅行は継続する

同居者が濃厚接触者と特定

→ 活動可

保護者に事前に説明する内容

- 1) 計画の中止及び変更の可能性があると
ともに、実施しなかった活動の費用が
保護者負担になる可能性があること。



**「コロナキャンセル費用保険」
により対応**

(条件によって適用されない場合もあります)

保護者に事前に説明する内容

- 2) 旅行中に「風邪」の症状が続く場合や、「発熱」「倦怠感」「嗅覚・味覚障がい」の症状がある場合、病院を受診することに加え、一時的に症状が改善されたとしても、医師の指示等により、活動に参加できない可能性があること。
- 3) 陽性者にかかる費用は、保護者負担となる項目もあること。
(入院時の初診料や入院に必要な物品等)

- 4) 濃厚接触者は離団し、待機期間中（最大5日間）隔離となること。
- 5) 濃厚接触者は原則公共交通機関が利用できないこと。
- 6) 保護者が自家用車で迎えに来る場合、濃厚接触者は滞在せず帰阪できる場合があること。
- 7) 濃厚接触者とその保護者にかかる費用(移動・宿泊等)は保護者負担となること。
- 8) 出発前に同居者が濃厚接触者になった場合、当該生徒が修学旅行に参加することは可能であるが、出発後に同居者が陽性者となり、当該生徒が濃厚接触者に特定された場合は離団する等のリスクがあること。